

改正

平成16年3月26日教育委員会告示第4号

平成31年4月22日教育委員会告示第7号

檜原市立図書館対面朗読利用要綱

(趣旨)

**第1条** 檜原市立図書館(以下「図書館」という。)における対面朗読の利用については、檜原市立図書館の管理運営に関する規則(平成8年檜原市教育委員会規則第4号。以下「規則」という。)第14条に定めるもののほか、この要綱の規定による。

(登録の申請)

**第2条** 図書館の対面朗読を利用しようとする者(以下「利用」という。)は、本人又は代理人が、身体障害者等対面朗読申請書(別記様式)を館長に提出しなければならない。

(利用の申込み)

**第3条** 利用者は、対面朗読を利用しようとするときは、利用日時及び資料名等を口頭又は書面で図書館に連絡し、館長の承認を受けなければならない。

(利用日時)

**第4条** 利用者が、図書館が準備する対面朗読を利用できる日時は、休館日、日曜日及び祝日を除いた日の午前10時から午後4時までとし、1回の利用時間は2時間以内とする。

(利用日時の調整)

**第5条** 利用日時については、利用者が対面朗読を伴う場合を除き、朗読奉仕者の日程等に基づき、館長が調整のうえ決定する。

(経費の負担)

**第6条** 図書館は、朗読奉仕者(利用者に伴う対面朗読者を除く。)が来館に要する経費等を負担するものとする。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長の承認を得て館長が定めるものとする。

**附 則**

この要綱は、平成8年7月1日から実施する。

**附 則** (平成16年3月26日教委告示第4号)

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

2 この要綱の実施の際に、現に残存する用紙は、適宜所要の修正を加え使用することができるものとする。

**附 則** (平成31年4月22日教委告示第7号)

1 この要綱は、告示の日から実施する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前の檜原市立図書館団体貸出利用要綱、檜原市立図書館対面朗読利用要綱及び檜原市立図書館郵送貸出利用要綱の規定により作成されている様式の用紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

**別記様式** (第2条関係)

別記様式(第2条関係)

<p><del>身体障害者等 対面貸出申請書</del></p> <p>榎原市立図書館長殿</p> <p>年 月 日</p>		<p>利用者コード</p> <table border="1" style="width: 100px; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15px;"> </td><td style="width: 15px;"> </td> </tr> </table> <p>住所コード</p> <table border="1" style="width: 60px; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15px;"> </td><td style="width: 15px;"> </td><td style="width: 15px;"> </td><td style="width: 15px;"> </td> </tr> </table>												
ふりがな		生 年 月 日												
氏 名		年 月 日												
住 所	〒	電話 (        ) - 携帯 -        -												
区 分	障害者 (手帳 あり なし)    介護者    高齢者    長期療養者    その他													
連 絡														